

平成 24 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 25 年 1 月 10 日（木） 10 時 00 分～12 時 44 分

場 所：農林水産省共用会議所大会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、岡山委員、奥村委員、乙間委員、奈良委員、原田委員、
平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長） 柳委員

欠席委員：奥委員、辰巳委員（五十音順、敬称略）

1．環境物品等の調達の推進に関する基本方針（案）について

○カートリッジ等について

- ・ 資料 4 の p60、「焼却等の減量化等が行われた上で」という表現について、直前の「再生利用できない部分」の再生利用がどこまでを指すのかが明確にされていない。「単純埋立されないこと」と書いた上で、そうしないための手段を後ろに書くという形が良いのではないかな。
 - ・ 「焼却等の減量化等」ではなく、「環境の観点から適正処理され」といった表現にしてはどうか。
 - ・ 再生利用にはあたらないと思われるサーマルリサイクルも優先されるべきという背景がある。この表現では減量化することに重みがあるように見えるため、熱利用、エネルギー回収、焼却による減量化を行い適正処理という形で優先順位を書くべきではないか。
 - ・ 焼却以外にも様々な方法があり「単純埋立しないように適正な処理をすること」という表現でよいのではないかな。
- ⇒ 適正処理という言葉は、不法投棄を阻止する意図を持って用いられることが多い。用語の使い方の問題であるが、意見を踏まえ再修正をお願いしたい。

○用語の定義等について

- ・ 資料 4 の p7、例えばコピー用紙の配慮事項で「焼却処理時」が「廃棄時」に修正されているが、「廃棄後」の方が適切なのではないかな。
- ⇒ 廃棄時というのは廃棄の行為も含み、所有権を放棄する時点より後の段階から配慮するという意味で使われている。
- ・ この文章で誤解を生まないのであれば、このままで良いと考える。
 - ・ 用語には様々な解釈があることが前提である。p61 の「再使用・マテリアルリサイクル率」といった定義は、他で引用されると問題になる可能性があるため、あくまでもここでいう定義であることがわかるように記載すべき。
 - ・ パブリックコメントに「判断に苦慮するケースが多々ある」という意見があるが、前向きに取組もうとしている事業者が自己宣言をしようとした時に、判断に迷い宣言ができないという状況になりかねない。信頼性確保のためには、判断に迷うところは今後少しずつ整理し、改訂の努力をしていく必要がある。
 - ・ ターミノロジーは規格では極めて重要であり、誤解がないようにすることが大切である。人によって解釈が違う、企業によって対応が違うといったことのないように配慮する必要がある。

る。

- ・ ターミノロジーをここで決めるのか、外部から引用するのかの仕分けが必要になってくる。検討会の中では、非専門家の領域で難しいところがあるため、学会など外部との連携の上で明確にしていくことも考えていくべきではないか。
 - ・ ISO や JIS のターミノロジーを使うことも必要である。廃棄時の話も、物を捨てた時なのか、後も含めてなのか。そこは使う側が判断に迷うと考えられるため、もう少し丁寧な言い回しにすべきである。
- ⇒ 次年度以降、長期的課題のひとつとして検討することとしたい。

○ LCA 評価について

- ・ 事業者から提出された LCA データは、第一者が自身で比較主張をしているものである。また、バイオ由来に関しては、単に CO₂ だけではなく資源を採取する地域が大きな影響を与えるといったこともある。取り扱う場合は、別途ワーキンググループ等を設け、しっかり判断していく必要がある。
- ・ LCA は自己主張が原則であり、境界条件などを議論するための客観的な LCA は存在しないといえる。ここで審査して決めるプロセスを持ち込むことは非常にハードルが高く、提供側が、責任を持ってデータを提示しているということを明確にしていくことの方が重要である。環境に良い行為に対しバリアを設けるのではなく、むしろ自分たちの環境配慮に対して責任を持って LCA 評価を行うという姿勢を高く評価すべきである。また、植物由来プラスチックだけ LCA に対する要求が強いのではないか。
- ・ LCA 評価を判断の基準として使うためには、第三者のチェックがなされた上で比較できるものである必要がある。LCA 評価を行っていること自体を評価するということであれば、そういう位置づけであることを明確にしておくべきである。
- ・ LCA で判断する際、どこの石油を使用したかといったローカリティがほとんど入っていないことは大きな問題である。基本的には LCA 評価は参考資料であり、その参考資料が積み上がり、誰が見ても優れていると思うものになって初めて判断の材料になると考える。
- ・ LCA 評価については、外部にボードを設けることも検討していくことも考えられる。
- ・ LCA で判断するのではなく、LCA で説明できないようなものは採用しないという視点で見ていく必要がある。ボードを置く場合には、LCA のボードを単独で置くのではなく、信頼性確保全体についてボードを設置し、その中で LCA 結果を検証する方法がよいのではないか。

2 . 平成 25 年度の検討課題について

- ・ 環境負荷を減らすことが目的であることから、こういった製品を調達すると CO₂ あるいは廃棄物を減らせるのかというデータを示すことによって、効果が期待できるところに資源の最適投資をすることができると考える。
- ⇒ 品目の拡充は、これ以上は難しいという理解で、今後の方策としては役務の見直しがあり得ると考えている。特に、調査研究などの業務委託を行う場合にもグリーン購入法の基準を適用することや、総合評価によって契約するという方策が考えられるのではないか。

- ・ ISO14001 では 2004 年の改定の際、直接影響だけでなく間接影響まで見るように変わっている。この検討会でも間接影響も管理できるものと考えて、広げていくことは重要である。
- ・ 役務を広げていきたいというメッセージを積極的に発することが必要である。
- ⇒ これまでは年に 1 回提案募集を行い、その提案をもとに検討してきたが、裾野を広げる方策については、「(1) 特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討」のところに組み込むか、あるいは別立てで検討していきたい。(事務局)
- ・ 過去に重点改善品目の中で、政策的に進めるべき内容を対象品目に入れていたことがあったと記憶しており、強化して検討していくことができるのではないかな。
- ・ 次年度検討していこうという内容は、今の段階で次年度の検討課題として出されている必要がある。特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討の中で、そういったシステムを入れていくということになるのではないかな。
- ⇒ 現在は、出された提案に対しリアクションをしていくことが多い状況であるが、もう少し戦略的に、どういう状態のものを追加し、基準の引き上げを行い、削除をするかを整理し、あるいはサービスを積極的に入れていくということの出発点を整えたいと考えている。(環境省)
- ・ 役務はグリーン購入に合致していることの表示がしにくい。これを推進するには、何らかの表示ができるようなシステムを持ち込み、事業者にとってインセンティブが働くようにしていく方策を検討する必要がある。
- ・ パブリックコメントにおける意見が非常に少ないため、この制度のアピールをもう少し考えていくべきではないかな。法施行後 13 年経過し、この制度を取り入れたことによって対象機関のグリーン調達が進んだということとともに、市場に対してもこれだけのインパクトがあったということを示す必要がある。また、前向きな新しい分野を推進していくべきという将来に向けた考え方も含めて一度整理し、次の検討のもとにするとうい。
- ・ 民間事業者も環境対応のアイデアが枯渇しかかっている。関心を持って新しい革新的な商品を出すことがなかなか難しい状況である。検討課題について、速やかに結論を出す部分と根本的に検討する部分を切り分け、進めていく方策も考えていく必要がある。
- ・ 技術開発をしている現場では色々と取組まれているが、求められていることと、出来ることがまだ乖離しているところが沢山ある。次年度、津波の瓦礫類の再利用、罹災物の有効利用などに関し積極的な提案が出て、それを取り上げられることを望んでいる。
- ・ 資料 5 別紙、再生プラスチックの定義について、現状では配合率だけが基準になっているが、リデュースの観点が上手く反映されるような基準を考えていく必要がある。

3. プレミアム基準策定ガイドラインについて

- ・ 調達者は、同じ値段であれば環境負荷低減効果の大きいプレミアムの方を買いたいと思うだろう。供給側として、頑張ってプレミアム基準にパスするような製品を作ろうというモチベーションを持つ場合と、今のグリーン購入法の基準では調達してもらえないという意識を持つ場合があると考えられるため、位置づけについて情報提供を行うことが重要である。
- ⇒ グリーン購入法は恥ずかしくない基準ではあるが、国の入札には参加できる。それに対し、

各調達者がこの品目を重点的にやりたいという基準を新たにつくる。市場にプレミアム基準に合致した製品を提供している方々は、グリーン購入法よりも少し環境性能が高いものを出していることをアピールすることができるという位置づけである。

- ・ 各省庁がプレミアム基準を作った時に、なかなかその基準に対応した製品が作れない企業もあり、グリーン購入法の基準に従って作った製品がどう扱われるのかが見えにくいのではないかな。
- ⇒ いかにより安く作れるかという競争原理を導入するということであり、市場メカニズム的には特に新しいことではない。
- ・ プレミアム基準の設定方法について、全てを満たさなくてはいけないのか、ひとつ満たせばよいのかがわかりにくい。高い目標を設定するということであるため、論理的には積集合でなければいけないと考えるが、そうすると現実として動きにくい。その論理を整理しておく必要がある。また、自己適合宣言の中に LCA が入っているが、自己分析の LCA なのか、第三者から何らかの評価を受けた LCA なのかを示すと明確になるのではないかな。
- ⇒ 調達者が何を求めるかということでありどちらにも解釈できるものである。
- ・ 国の各機関が調達する時にプレミアム基準を設定して買う場合に、例えば WTO に抵触することはないのか。
- ⇒ 法第 7 条では、各機関が基本方針に即して自ら調達方針作ることができることとされている。現在でも、より高い基準を設定し調達している機関もあり問題はない。（事務局）
- ・ 各調達者が独自に決めるとなると、さほどプレミアムではないものにプレミアムと主張されることが考えられるため、各省が設定したプレミアム基準の妥当性を検証することが必要ではないかな。
- ⇒ 各機関が公表する調達方針や調達実績を見て、判断していくことは可能であると考えている。
- ・ 基本的には環境省がリーダーシップを取り、それを各省庁に説明して普及していく、というプロセスであれば上手くいくのではないかな。
- ⇒ 環境省が取り組むことによって、何らかの格好で動く省庁も出てくると期待している。もうひとつは、胸を張るにはこうだと示すことによって、前向きに取り組む企業が出ることに期待しているところである。

以上